

大規模・複雑化した防火対象物の防火安全対策に係る主な検討課題及び検討の進め方

1 防火対象物が巨大な規模となっていることに係る検討課題

(1) 規制の適用単位の基本的な考え方のあり方【参考資料1-1関係】

課 題	検討方針及び当面の論点(※)
大規模・高層の建築物で構造・用途が複雑化し、その接続等の形態も多様化していく状況において、必要な防火安全対策を確保していくために効果的・効率的な規制の適用単位の考え方について検討すべきではないか。(特に接続状況の判断、同一敷地の考え方、全館避難の必要性等)	・ 現状の消防法令規制の適用における防火対象物の単位の扱いを整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における、火災危険性を踏まえた防火対象物の単位の扱い方について特に必要な論点を整理 ※ 多種多様な大規模・高層建築物等については、規制適用単位についても、個々の建築物等の特性を評価して、特別な取扱いを講じることができる枠組みが必要ではないか。

(2) 防災センター(自衛消防活動拠点)の役割、複数の防災センターを設置する場合に必要な機能等の確保方策のあり方【参考資料1-2関係】

課 題	検 討 方 針
防災センターに求められる役割、複数の防災センターを設置する場合の基本的な考え方や相互の連携確保など必要な機能等について検討すべきではないか。	・ 現状の防災センターの役割・扱いについて整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における防災センター設置の考え方について特に考慮すべき点について整理 → 極めて大規模な防火対象物における防災センター設置の考え方を整理することが必要ではないか。 1

(3) 防火安全に配慮したレイアウト等を確保する方策のあり方【参考資料1－3関係】

課 題	検討方針及び当面の論点(※)
ア 防災センターの位置、消防隊の防災センター・災害現場への円滑なアクセス等に係る基本的な考え方及びそれを確保するための方策のあり方について検討すべきではないか。 イ 特に再開発に伴い複数の大規模建築物が配置される場合を念頭においた検討が必要ではないか。	・ 現状の大規模防火対象物建築の際のレイアウト等に関する防災上の配慮をどう確保しているか整理 ・ 極めて大規模な防火対象物におけるレイアウト等に係る特に必要な防災上の配慮の考え方について整理 ※ <u>極めて大規模・複雑化した防火対象物の全体的なレイアウト等について、基本設計の段階で防火上のチェックを行うことが必要ではないか。そのためには、法制的にどのような枠組みが求められるか(「基本問題に関する検討部会」と連携)。</u>

(4) 効果的な自衛消防体制を確保する方策のあり方

課 題	検討方針
ア 本部隊・地区隊(末端の従業員)が全体として効果的に自衛消防活動を行っていくための組織体制、緊急時の指揮命令等、消防訓練等のあり方について検討すべきではないか。 イ 自衛消防組織の構成員についてその役割に応じた必要な練度を確保するための方策(資格、教育、訓練等)について検討すべきではないか。	・ 現状の大規模防火対象物における自衛消防組織の体制等について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における自衛消防組織において特に必要な自衛消防対応について整理 → 極めて大規模な防火対象物における自衛消防組織等の体制等の考え方について整理

2 防火対策の関係者が極めて多数にわたることに係る検討課題

- (1) 多数のテナント等が常に変化し続ける状況において効果的な防火安全対策を確保する方策のあり方(特に全体・部分の管理責任者・消防計画・消防用設備等設置のあり方、届出・検査等手続き方法)
- (2) 共同で防火管理を行うために効果的な組織体制及びその確保方策のあり方
- (3) 防火安全対策の確保における所有者・管理者・占有者等の適切な役割分担のあり方【参考資料1－4関係】

課 題	検討方針及び当面の論点(※)
【(1)の課題】 多数のテナントで事業所・従業員が頻繁に入れ替わり、工事やそれに伴う臨時措置も恒常的に行われているという常に変化し続けている状態に応じた、効果的・効率的な防火安全対策の確保方策を検討することが必要ではないか。 【(2)の課題】 ア 多種多様な所有・管理形態に応じ、適切な管理を実施していくための組織体制のあり方を検討することが必要ではないか。(特に現行の共同防火管理協議会制度の有効性・限界の検証) イ 複数の管理者が協力して適切に管理を行っていくための組織体制のあり方を検討することが必要ではないか。(特に現行の統括防火管理者制度の有効性・限界の検証) 【(3)の課題】 所有・管理形態の多様化、テナントの用途・規模の多様性等の中で、必要な防火安全対策を確保していくため、所有者、管理者、占有者等の間で適切な役割分担を検討することが必要ではないか。	・ 現状の大規模複合ビルにおける防火管理規制・消防用設備等設置規制の現状について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における、防火管理規制・消防用設備等設置規制の適用上の課題について整理 ※ <u>極めて多数の事業所が存する大規模防火対象物に、より適した防火管理のルールとして、どのようなものが考えられるか(「基本問題に関する検討部会」と連携)。</u>

(4) 利用者への安全情報の提供方策のあり方【参考資料1－5関係】

課 題	検討方針及び当面の論点(※)
現行の防火対象物点検報告制度の表示制度(点検済表示・特例認定表示)について、多数のテナントがある場合のより効果的な表示方法を検討すべきではないか。	・ 現状の防火対象物点検報告制度の表示制度の現状について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における、防火安全情報の提供に係る課題について整理 ※ <u>極めて多数の事業所が存する大規模防火対象物に対して、より適した基準適合の公表のルールを考えてはどうか(「基本問題に関する検討部会」と連携)。</u>

(5) 防犯セキュリティ対策との関係のあり方

課 題	検 討 方 針
テナント単位で各種のセキュリティシステムが導入されている状況において、平常時・災害時における関係(特に自衛消防活動・消防隊の活動との関係)について検討すべきではないか。	・ 現状の防火対象物におけるセキュリティシステムの現状について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における、セキュリティシステムと防火安全に係る課題について整理 → 極めて大規模な防火対象物におけるセキュリティシステム設置・運用に必要な防火安全上の配慮すべき点について検討

3 個別の具体的な対策に係る検討課題

(1) 大規模防火対象物における避難対策の基本的な考え方	
課 題	検 討 方 針
ア 極めて大規模な防火対象物における避難・警報の基本的な考え方について整理すべきではないか。(全館避難の必要性、誤報・非火災報対策、パニック対策等)	・ 現状の防火対象物における火災警報の現状について整理 ・ 現状の防火対象物における避難対策の現状について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における、火災警報と避難に係る課題について整理 → 極めて大規模な防火対象物における、火災警報・避難の基本的な考え方について検討
イ 個々の防火対象物の実情に即した適切な警報・避難方法をどのように(いつ、誰が、どのような手段を用いて)確保していくか検討すべきではないか。	
ウ 極めて高層の場合の避難の基本的な考え方について整理すべきではないか。(途中階までの避難、水平避難、エレベータ避難等)	
エ 自力避難困難者(身体等の障害、外国人等)に対する避難誘導の基本的な考え方について整理すべきではないか。	

(2) 消防隊の効果的な活動等を確保する方策のあり方	
課 題	検 討 方 針
ア 災害時における自衛消防組織と消防隊の必要な連携(通報、情報共有、相互協力等)、消防隊の活動の円滑化のために必要な事前の対策等の内容(連携訓練の実施等)について検討すべきではないか。	・ 現状の防火対象物における自衛消防組織と消防隊との連携の現状について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物における、自衛消防組織と消防隊の連携について特に配慮を必要とすべき内容について整理 → 極めて大規模な防火対象物における、自衛消防組織と消防隊との連携の基本的な考え方について検討
イ 防火対象物における防火安全対策の向上のためのインセンティブの付与について検討すべきではないか。	

4 その他の検討課題

(1) 地震防災・NBC災害対策との関係のあり方	
課 題	検 討 方 針
防災管理制度の導入により、火災時の対応と地震・NBC災害対策等との対応内容の差異と必要な体制の考え方について整理が必要ではないか。(特にターミナル施設等における外部の人の流れの影響等)	・ 地震・NBC災害等における、地震災害時の単体防火対象物の対応策の現状について整理 ・ 極めて大規模な防火対象物と周辺ターミナル施設等がある場合の災害時の避難者の流れ等について想定される問題について整理 → 極めて大規模な防火対象物の周辺にターミナル施設等がある場合の防災対策上留意すべき事項の基本的な考え方について検討

(2) 防火安全対策の構築と行政の規制・指導等のバランスのあり方【参考資料1－6関係】	
課 題	検討方針及び当面の論点(※)
個々の差異が大きい大規模防火対象物において、関係者が主体的に安全対策を講じていく必要性と、必要最低限の安全性を確保する観点による消防機関等による規制・指導・技術的サポート等のバランスをどのように考えていくべきか検討するべきではないか。	上記の検討課題等について、その具体化において、関係者が主体的に講じていく必要性、消防機関による規制等の必要性について、総合的に検討。 ※ <u>極めて大規模な防火対象物において、関係者が主体的に安全対策を講じていくことと消防機関等による規制等のバランスについて特別な枠組みを制度的に構築することが可能か(「基本問題に関する検討部会」と連携)。</u>